

## 前回の部会での主な意見等

## 1 土地の形質変更時における規定

意見等の要旨	部会での説明及び補足説明
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の3, 000㎡の考え方を法律に合わせていくのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の運用を国に合わせた場合、届出対象の範囲が大きく変化することはないと考えている。</li> </ul> <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの条例に基づく届出において、届出面積（＝事業計画面積）が3, 000㎡以上であって実際の土地改変面積が3, 000㎡未満のケースはほとんど無かった。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地歴調査は非常に重要な調査だが、改正法ではその考え方が抜けている。何か対策をした方がいいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地の履歴調査は、今までは過去に特定有害物質を使用していた事業所があったかどうかを調べて届出するというものであるが、実際、分からないことが多い。また、行政が保有している情報により調査の要否を判断していくのが改正法の考え方である。しかし、行政も全てのデータを保有しているわけではなく、今後どう把握して行くのかが問題である。</li> </ul> <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地の履歴調査のみでは特定有害物質を取扱っていたかどうか判明しない場合が多く、知事が土壌調査を求めるか否かの判断は水質汚濁防止法等行政の過去の届出情報としており、国の考えとしても、「土壌汚染状況調査」を命ずる根拠は事業者から提出される情報ではなく行政で得られる情報で判断するとしている。</li> <li>・ 土地の履歴調査は土地の取引等において広く実施されており、行政情報を補完する意味では有用である。このため、その行政における活用について他県の事例などを参考に検討していくこととしたい。</li> </ul>

## 2 法や条例に基づかない土壌調査（自主調査）の取扱い

意見等の要旨	部会での説明及び補足説明
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法や条例によらない調査の件数はどれくらいか。</li> <li>・ そのような調査の中で、過去に特定有害物質の取扱いがあったのはどれくらいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央環境審議会の答申では、平成19年度の全体の調査は7,039件であり、そのうち法や条例によらない調査が約91%であった。また、7,039件のうち汚染が判明した調査が3,206件であり、自主的なものが88%となっている。</li> </ul> <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成15年2月の法の施行から21年3月末までの県への自主調査の報告は38件であり、そのうち過去に特定有害物質等取扱事業所であったと推定されるものの割合は、約4割である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法や条例によらない調査により汚染が見つかった場合に、なんでも措置をするというわけではなく、それぞれとりうる措置があると考えていいか。規定によらない調査だから、報告しても負担とならないようにする必要がある。どうやって制度化していくのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今は特定有害物質を取扱っている事業所だけが調査の対象となっているが、そうでない調査が増えている。そういったものをどう位置づけていくかの検討が必要である。</li> <li>・ 法や条例に基づかない調査を義務化することは難しい。土壌の調査をする場合には基づくべき調査方法を示す。また、汚染が見つかった場合については指針で措置方法を示すといった事業者への支援という内容になるかと考えている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法や条例によらない調査について、どのように調査するのか、どのように措置をするのかということの規定するのは重要だが、調査を求めることができるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主調査により汚染が見つかった場合、新たに法に規制対象区域に指定するよう申請することができる規定が追加された。どこまで申請がなされるかは運用によるところが大きく、この規定をどのように運用するかについても考えていきたい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法や条例によらない調査の規定が法にはないからと条例に規定すれば報告する者が増えない。汚染の程度が軽いとか、汚染がないというお墨付きを与えるために規定する意味合いが強い。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主調査を報告しないというのは環境に対する姿勢が不十分という雰囲気が世の中でできている。そういう状況を法令でサポートすることが良いのではないか。</li> </ul>	

### 3 特定有害物質等取扱事業所における土壌調査の時機等

意見等の要旨	部会での説明及び補足説明
<ul style="list-style-type: none"> <li>土地所有者が変わった場合、前の所有者に責任があるのは当然であるが、その前の所有者の責任はどうか等（規定を）具体化した場合どうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法では、汚染の除去を指示する場合は土地所有者に対して行うが、原因者が分かっている土地所有者が認めた場合は原因者に措置を求めることができる。そういう意味で法律は第一に土地所有者に求めるのに対して、条例は特定有害物質等取扱事業者の責任で対策を求めている。しかし、原因者が倒産するなど措置を求められない場合にどうすればいいか検討していく必要があると思われる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>（対策の責任を）法では土地所有者、条例では事業者としている。有害物質を使用していたのは以前の事業者であって、現在の事業者は使用していない場合など整理が必要となる。</li> </ul>	<p>【補足説明】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>措置の対象者について、法においては土地所有者と今回新設された土地の形質の変更を行うものについては異なることが少ないと思われる。しかし、条例の特定有害物質等取扱事業者と土地の改変者では、措置を求める相手が異なってくる場合がある。どちらが優先的に義務を負うのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法の基本的な考え方は、土地の管理者等が土壌汚染対策に係る調査、対策の責任を持つ考え方であるが、汚染の除去等の措置については汚染原因者が特定でき、その者に行わせる方が円滑に進む場合には、土地所有者が必要な措置を原因者に行わせる考え方である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>土地所有者が変わった場合でも、前の土地所有者に責任があるのは当然のことだが、その前の土地所有者の責任はどうかなどを具体化した場合はどうか。また、事業者が倒産し、別の事業者になってしまったが、土地所有者は変わらない場合はどうか。</li> </ul>	

### 4 土壌汚染が判明した場合の措置 : なし

### 5 汚染土壌処理業の許可に先立つ生活環境影響評価の実施

意見等の要旨	部会での説明及び補足説明
<ul style="list-style-type: none"> <li>汚染土壌処理業の許可は施設に出すのか。許可の際になぜ生活環境影響調査が必要なのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚染土壌の処理については、処理する施設ごとに許可を与える。現行の法では汚染土壌の処理施設を都道府県知事の認定としているが、そういった施設で汚染土壌を処理することによって生活環境に影響を及ぼすことのないよう、愛知県では要綱により生活環境影響調査の実施を規定している。</li> <li>改正法では、生活環境影響調査の規定がないが、愛知県では汚染土壌を処理する施設の許可に先立つ生活環境影響調査の必要性を検討する必要があると考えている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>条例として制度化するか、あるいは指導としての位置付けとするかが議論の対象となる。</li> </ul>	<p>【補足説明】 （別紙1のとおり）</p>

6 総論・その他

意見等の要旨	部会での説明及び補足説明
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の法令等に事業者は従ってきた実績があり、さらに条例を進んだものとするのは総論では賛成だが、個別には支障がないか懸念がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料で、法が改正されたことにより見直しが必要となった内容と、これまで条例を施行してきた上で課題となった点を論点として提示したところである。個別具体的な話については、次回以降に示していくこととしたい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査を行う業者と処理を行う業者の関係はどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚染土壌の処理を行うものについては、今回の改正により、汚染土壌処理業の制度が新設された。調査を行うものについては、現行法でも指定調査機関という制度があり、環境大臣が指定することになっている。今回の改正で、指定の更新制や技術管理者を置くなど、信頼性を高める制度が新設されている。</li> </ul> <p>【補足説明】 (別紙2のとおり)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政が土壌汚染に関する情報を収集、整理、保存、そして適切に提供していく制度ができたが、そのあたりをどうするのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌汚染や地下水汚染に関する情報を整理していく必要がある。今後、国がガイドラインを示すとしているので、それを踏まえて来年度以降検討していく。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法の適用除外について、例えば工場跡地を農地として利用している場合、そこで汚染が判明していても、法の対象外となるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際にそのような土地利用は考えにくいですが、農用地でも、過去に設置されていた工場を原因として特定有害物質による汚染の可能性が高いとなれば、法の対象となる。</li> </ul> <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌汚染対策法では、操業中の鉱山及びその付属施設の敷地は適用除外としている。条例では、農用地、廃棄物処理法で規定する処理施設の敷地、鉱山保安法の規定により認可又は届出された施設の敷地は適用除外としている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然由来の問題が残っている。</li> </ul>	<p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然由来の汚染に関する知見の集積に努めるとともに、国の動向も踏まえ、今後検討していくこととしたい。</li> </ul>